

湯河原町税条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考
(条例第21条の2第2項に規定する固定資産税額の按分の申出書の記載事項) 第9条 条例第21条の2第2項に規定する申出書の記載事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（<u>同法第2条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2) （略） (3) （略） (4) 特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋が滅失し、又は損壊した原因となった震災等（法第349条の3の3第1項に規定する震災等をいう。<u>第10条第4号</u>において同じ。）の発生した日時及びその詳細 (5) （略） (6) （略） 2 （略）	(条例第21条の2第2項に規定する固定資産税額の按分の申出書の記載事項) 第9条 条例第21条の2第2項に規定する申出書の記載事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（<u>同条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2) （略） (3) （略） (4) 特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋が滅失し、又は損壊した原因となった震災等（法第349条の3の3第1項に規定する震災等をいう。<u>次条第4号</u>において同じ。）の発生した日時及びその詳細 (5) （略） (6) （略） 2 （略） 附 則 この規則は、令和7年4月1日から施行する。	